

「農地法第4条・第5条の規定による許可申請書」の記載要領等

[1] 申請書の提出部数

- 1 農地法第4条の申請 様式第2-1号(甲号, 乙号) 正本1部のほか指令書用に甲号1部
- 2 農地法第5条の申請 様式第2-2号(甲号, 乙号) 正本1部のほか指令書用に甲号2部  
(農地法施行規則第10条第1項ただし書の規定による単独申請の場合は, 指令書用の甲号は1部)  
いずれの場合も, 申請者, 又は譲受人等若しくは譲渡人等が複数いる場合は, 指令書用の甲号は当事者の数だけ提出する。

[2] 申請書の記載要領

- 1 (4条)「申請者 住所 職業 氏名(名称) 電話番号」, (5条)「譲受人等, 譲渡人等 住所 職業 氏名(名称) 電話番号」
  - (1) 5条申請の場合, 当事者(譲受人等及び譲渡人等)が連署する。ただし, 次の場合は単独申請も可能。(農地法施行規則第10条第1項ただし書(同規則第10条第1項各号に掲げる場合))
    - ア 競売, 公売, 遺贈その他単独行為による場合
    - イ 判決が確定した場合
    - ウ 裁判上の和解又は請求の認諾があった場合
    - エ 民事調停法により調停が成立した場合
    - オ 家事審判法により審判が確定し, 又は調停が成立した場合
  - (2) 申請者が2名以上いる場合などこの欄に全員を記載できない場合は, 「別紙のとおり」と記載し, 別紙に「住所, ~ 氏名(名称)」を記載する。この別紙は, 正本, 副本及び指令書用の申請書甲号の必要部数(以下「申請書甲号の必要部数」という。)を添付する。  
譲受人等が複数の場合は, 氏名の前に持分を記載すること。
  - (3) 法人の場合, 次のように記載する。  
例 住所 ○○市○○町大字△△×××番  
職業 建設業 氏名(名称) ○○株式会社 代表取締役 △△△△  
(電話番号 ○○○-○○○-○○○○)
  - (4) 法人格を有しない任意団体の場合, 次のように記載する。  
例 住所 ○○市○○町大字△△×××番 職業 △△自治会代表 氏名(名称) ○○○○  
(電話番号 ○○○-○○○-○○○○)
  - (5) (4条)申請者, (5条)譲渡人等の登記上の所有者が死亡して相続登記がされていない場合, 原則として申請前に相続登記を行い, 申請人(譲渡人等)と登記名義人を一致させること。  
なお, 申請時までには相続登記をすることができない場合は, 申請者が真正な権利者であることを証する書面(戸籍謄本等, 除籍謄本等又は遺産分割協議書, 相続放棄証明書など)を添付する。
  - (6) (4条)申請者, (5条)譲渡人等の住所等が登記簿の記載と異なるときは, 真正な権利者であることを証する書面(戸籍の附票, 住民票の写し(変遷のわかるもの)など)を添付する。
  - (7) 未成年者の申請は, 未成年者の氏名の下に親権者○○○○と記載するとともに, 親権者であることを証する書類(戸籍謄本など)を添付する。

(8) 代理人の名義で申請する場合は、代理権限を証する委任状（委任事項を特定したもの）及び譲受人等が申請に係る事業を行う旨の確認書を添付する。

2 (5条)「次によって農地 ～ 「 」を「 」したいので ～ 許可を申請します。」

例 「所有権」を「移転」, 「賃借権」を「設定」, 「使用貸借による権利」を「設定」

3 「許可を受けようとする土地の状況等」

(1) 「地目」は、登記簿に記載されている地目を「登記簿」に、現況の地目（田、畑）を「現況」に記載する。

(2) 「面積」は、登記簿の地積を記載する。

一筆の土地のうち一部を転用する場合で、所有権の移転や地目変更の登記を予定されている場合は、申請前に分筆することが適当である。

それ以外の場合は、「〇〇㎡のうち△△㎡」と記載し、申請に係る土地の位置と面積が特定できる実測図を、申請書甲号の必要部数添付すること。

(3) 「市街化区域・市街化調整区域・その他区域の別」は、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外のいずれに含まれているかを記載する。

(4) 申請地が多数あり、この欄に記載することが困難な場合、別紙に必要事項を記載してもよい。  
この別紙は、申請書甲号の必要部数を添付する。

(5) 余白ができた場合、「以下余白」と記載するか、斜線をひく。

4 「転用目的等」

(1) 「用途」は、具体的な利用目的を記載する。

例 自己住宅、**農家住宅※**、敷地拡張、建売住宅（○棟）、賃貸住宅、アパート（○棟）、資材置場（○○用）、駐車場（○○用、○○台）、事務所（○○用）、倉庫（○○用）、車庫（○○用）、店舗（○○用）、集会所（○○用）、植林（桧 ○○本）、作業場（○○用）、墓地（○墓）、進入路（○○用）、一時転用（○○工用）

※耕作の事業を行う者（就農予定者を含む）の自己居住用の住宅であって、敷地内に母屋以外の耕作等の事業のための施設があるものをいう。（なお、都市計画法による開発許可における「農家住宅」とは定義が異なるので注意）。

(2) 「工事計画」の「着工 年 月 日 完成 年 月 日」は、具体的な予定日を記載するが、「着工 許可後 完成 ○箇月後」としてもよい。

(3) 「所要面積」は、転用事業に必要な用地の面積を記載する。申請農地以外の宅地なども利用する場合は、これらの一体利用地の面積も加えて記載する。

(4) 「土地造成」の「所要面積」は、切土、盛土、整地をする面積をいう。

（併用地がある場合は、備考欄に「併用地 地目：〇〇㎡」のように記載すること。）

(5) 「建築物」は、住宅、店舗などの建物をいい、「工作物その他」は、駐車場、資材置場等の建物以外の利用のことをいう。

(6) 「建築面積」は、建物の水平投影面積のことであり、次の例のように記載する。

例 1階が床面積 80㎡、2階が床面積 60㎡の場合では、80㎡

(7) 工期が2年以上になるなど大規模な開発の場合は、工程表を添付するとともに、他法令の許認可

申請に用いた事業計画書等を添付して補足する。

5 「転用の事由等」

「転用を必要とする理由」を具体的に記載する。

- (1) 資材置場への転用の場合、現在使用している資材置場の利用状況、新たに資材置場を必要とする理由、申請地に置く資材の種類及び数量などを記載し、別途配置図を添付する。
- (2) 駐車場への転用の場合、既存施設の利用状況、申請地の駐車台数、利用見込みを記載する。
- (3) 一時転用の場合、一時転用を必要とする理由、申請地の利用方法、一時転用の期間（農地への復元期間を含む。）、農地への復元方法（費用負担者を含む。）、農地への復元後の利用計画を記載する。

6 （5条）「権利を設定・移転しようとする契約の内容」

「権利の設定又は移転の時期」は、実際の予定日のほか「許可後」、「許可後○日後」など

7 「事業の資金計画」

事業に必要な土地買収、土地造成、建築費などの必要経費及びその調達計画を記載する。

8 「転用することによって生ずる付近の農地（採草放牧地）、作物等に対する被害の防除施設の概要」

「別紙計画書のとおり」と記載し、様式第2－3号に記載する。大規模な開発の場合は、他法令の許認可申請に用いた事業計画書等を添付して補足する。

9 「その他参考となるべき事項」

- (1) 「関連法令の許認可手続きの状況」は、当該事業に関連して許可、認可等を必要とする法律の手続きの状況を記載する。その他の関連法令（主なもの）については、次のとおり。

農業振興地域の整備に関する法律、都市計画法、宅地造成等規制法、森林法、墓地、埋葬等に関する法律、道路法、国有財産法、普通河川等保全条例、河川法、砂利採取法、採石法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、自然公園法、広島県立自然公園条例、自然環境保全法、広島県自然環境保全条例、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、文化財保護法、工場立地法、土地地区画整理法、土地改良法、ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例、大規模小売店舗立地法、環境影響評価法、広島県環境影響評価に関する条例、広島県土砂の適正処理に関する条例、電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※ 農業振興地域の整備に関する法律以外は、他法令の許認可書の写し又は申請書の写しの添付が必要。

- (2) 「その他」は、転用事業に法令（条例を含む。）で義務付けられている行政庁との協議が必要であれば、その状況を記載し、次の場合の理由等のほか参考となる事項があれば記載する。

ア 市街化調整区域内で都市計画法第29条の開発許可、第43条の建築許可を要しない場合は、その理由

イ 転用事業に当たって農地等以外の土地を併用地として利用する場合は、その土地を利用できる見込み

ウ 処分禁止の仮処分の登記が設定されている場合等（権利者が転用事業者の場合を除く。）は、転

用事業に支障のない理由。ただし、仮登記、抵当権設定、差押登記の場合は、不要。

- (3) 特定建築条件付売買予定地の場合は、「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱いについて（平成31年3月29日付け30農振第4002号通知）」別紙3(1)～(3)までの事項を記載する。